

## 商法 採点基準

取締役の報酬について、その請求根拠、対象取締役の同意なき減額の可否、退職慰労金について、最高裁判例を踏まえて解答することを求める。

設問1の取締役報酬については、全体の50%の配点を与える。会社と当該取締役との間の契約内容となるため、当該取締役の同意無しに一方的に減額することは出来ないという最高裁判例および実務を踏まえて、Xの請求の可否を述べることを求める。

設問2の退職慰労金については、全体の50%の配点を与える。明確な算定基準が存在する以上、退職慰労金支給については株主総会を経ずとも支給することが可能であるという最高裁判例および実務を前提として、Xの請求の可否を述べることを求める。